

株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ及び株式会社きらぼし銀行と 「包括連携に関する協定」を締結しました！

この度、本市は、株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ及び株式会社きらぼし銀行と「包括連携に関する協定」を締結しましたので、お知らせします。

本協定の締結により、東京きらぼしフィナンシャルグループ及びきらぼし銀行と本市が、積み重ねてきた協力関係を一層強化、発展させるとともに、様々な分野に関する包括的、継続的な連携により、地域の課題解決及び活性化等を図ってまいります。

- 1 締結日 令和元年 8 月 2 1 日（水）
- 2 出席者
 - ・株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ
代表取締役社長 味岡 桂三（あじおか けいぞう）氏
 - ・株式会社きらぼし銀行
取締役頭取 渡邊 壽信（わたなべ ひさのぶ）氏
 - ・相模原市長 本村 賢太郎



（左から、東京きらぼしフィナンシャルグループ 味岡氏、相模原市長 本村 賢太郎、きらぼし銀行 渡邊氏）

3 協力事項

- （1）地域経済の活性化に関すること。
- （2）健康、福祉に関すること。
- （3）教育、文化に関すること。
- （4）環境保全に関すること。
- （5）まちづくりに関すること。
- （6）地域社会への貢献に関すること。
- （7）その他、本協定の目標達成に資すると認められる事項に関すること。

4 新たな具体的取組

中小建設業者の資金繰り支援

本市から公共工事を受注、施工している建設業者向けに、工事出来高に応じた迅速な資金調達が可能となる制度「公共工事代金債権信託(コントラスト)」を導入することで、市内建設業者に対する支援を拡充します。(令和2年4月を目途に導入)

本市が支援する創業者に対する資金調達支援

本市が関わる特定創業支援等事業による支援を受けた創業者が、きらぼし銀行が取り扱う「創業サポートローン」を利用できるよう、同行が利用対象者を拡大します。

各種セミナー等の共催による中小企業の育成・支援

市内の建設業者向けのPPP/PFIセミナーや、生産性向上(ロボット導入支援)セミナー等を、きらぼし銀行と本市が共催します。

本市の持続可能な開発目標(SDGs)達成に向けた協力

省エネ設備導入ニーズのあるお客様をきらぼし銀行が、連携事業者に紹介し、設備導入を支援するとともに、削減された温室効果ガスをJ-クレジット制度を活用してクレジット化します。本市は、お客様の了承の下、現金化されたクレジットの寄付を受け、子育て関連施策に活用します。

人材確保に課題を持つ企業に対する人材マッチング支援

本市の就職支援センターときらぼし銀行が協力し、求職者と中小企業との雇用のミスマッチ解消を図ることで企業の人材確保を支援します。

地域の見守り活動に関する協力

きらぼし銀行の行員が、業務の中で日常生活について異常が感じられる世帯を発見し、本人や家族等と連絡が取れなかった場合、同行の行員から、本市の窓口に通報していただきます。

問い合わせ先

企画財政局企画部企画政策課

電話 042-769-8203

株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ及び株式会社きらぼし銀行と
相模原市との包括連携に関する協定書

株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ(以下「東京きらぼしF G」という。)
及び株式会社きらぼし銀行(以下「きらぼし銀行」という。)と相模原市(以下「市」
という。)とは、次のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、東京きらぼしF G及びきらぼし銀行と市が積み重ねてきた協力関係
をより一層強化、発展させるとともに、様々な分野に関する包括的、継続的な連
携により、地域の課題解決及び活性化等を図ることを目的とする。

(協力事項)

第2条 東京きらぼしF G及びきらぼし銀行と市は、前条の目的を達成するため、次
の各号に定める事項(以下「協力事項」という。)を連携及び協力して実施するも
のとし、実施時期、実施方法その他具体的な事項については、それぞれが協議して
決定する。

- (1) 地域経済の活性化に関すること。
- (2) 健康、福祉に関すること。
- (3) 教育、文化に関すること。
- (4) 環境保全に関すること。
- (5) まちづくりに関すること。
- (6) 地域社会への貢献に関すること。
- (7) その他、本協定の目標達成に資すると認められる事項に関すること。

(守秘義務)

第3条 東京きらぼしF G及びきらぼし銀行と市は、協力事項の検討及び実施により
知り得た他の当事者(以下「開示者」という。)の秘密情報(開示者が秘密である
旨を明示して開示した情報)を、開示者の書面による事前承諾なしに、第三者に開
示し、又は他の目的に使用してはならない。

(協定の有効期間)

第4条 本協定の有効期間は、締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期
間満了の日の1月前までに、東京きらぼしF G及びきらぼし銀行又は市のいずれか
らも終了の意思表示がないときは、本協定は同一条件により1年間有効期間を延長
するものとし、その後も同様とする。

(協定の見直し及び解除)

第5条 東京きらぼしF G及びきらぼし銀行又は市が、本協定の変更又は解除を申し出たときは、協議の上、それぞれの合意により本協定の変更又は解除を行うものとする。

(疑義などの決定)

第6条 本協定に定めのない事項は、東京きらぼしF G及びきらぼし銀行と市が協議の上別途定める。また、本協定の解釈などについて疑義等が生じた場合は、それぞれが誠意を持って協議し、解決に努めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和元年8月21日

東京都新宿区新宿5丁目9番2号

株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ

代表 代表取締役社長 味岡 桂三

東京都港区南青山3丁目10番43号

株式会社きらぼし銀行

代表 取締役頭取 渡邊 壽信

神奈川県相模原市中央区中央2丁目11番15号

相模原市

代表 相模原市長 本村 賢太郎